

曹洞宗選挙規程

目次

第1章 総則(第1条—第2条の2)

第2章 宗議会議員選挙

第1節 選挙区(第3条)

第2節 選挙権(第4条)

第3節 被選挙権(第5条・第6条)

第4節 選挙人名簿(第7条—第21条)

第5節 投票区及び開票区並びに選挙事務(第22条—第24条)

第6節 選挙の種類、再選挙(第25条—第28条)

第7節 選挙期日(第29条)

第8節 候補者(第30条—第34条)

第9節 無投票(第35条・第36条)

第10節 投票(第37条—第41条)

第11節 投票立会人(第42条—第45条)

第12節 投票所(第46条—第52条)

第13節 投票所における秩序保持(第53条・第54条)

第14節 郵送投票(第55条—第60条)

第15節 開票立会人(第61条—第65条)

第16節 開票及び開票所(第66条—第74条)

第17節 選挙会(第75条—第79条)

第18節 当選人(第80条—第83条)

第19節 異議の申立て(第84条・第85条)

第20節 雑則(第86条・第87条)

第3章 副貫首選挙(第88条—第103条)

第4章 宗務所長選挙(第104条—第107条)

第5章 禁止行為(第108条)

第6章 両大本山に僧籍を置く選挙人及び選挙事務の特例(第109条—第115条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、永平寺及び總持寺を両大本山とし、宗門の和合と興隆とを念願する曹洞宗宗憲制定の趣旨に則り、公正かつ適切な選挙制度を確立し、もって宗門の健全な発達に資することを目的とする。

(範囲)

第2条 この規程は、宗門の宗議会議員、副貫首及び宗務所長の選挙について定める。

(選挙人)

第2条の2 この規程において、各選挙の選挙権及び被選挙権を有する者を選挙人と総称する。

第2章 宗議会議員選挙

第1節 選挙区

(選挙区、選挙区画及び系別定数)

第3条 宗議会議員(以下「議員」という。)は、各選挙区において選挙する。

2 前項の選挙は、議員を各選挙区において、大本山永平寺系議員と大本山總持寺系議員に分別して行う。この場合において、各選挙区の議員の数は、同一の選挙区内における大本山永平寺系議員の数と大本山總持寺系議員の数とが等しくなるよう定めなければならない。

3 前項の分別を「系別」といい、各選挙区において分別する数を「系別定数」という。

4 選挙区、選挙区画、各選挙区において選挙する議員の系別定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区画	系別定数	
		大本山永平寺系	大本山總持寺系
第1区	東京都	1人	1人
第2区	神奈川県	1人	1人
第3区	埼玉県	1人	1人
第4区	群馬県・栃木県	1人	1人
第5区	茨城県・千葉県	1人	1人
第6区	山梨県	1人	1人
第7区	静岡県第1、第2宗務所管内	1人	1人
第8区	静岡県第3、第4宗務所管内	1人	1人

第9区	愛知県第1宗務所管内	1人	1人
第10区	愛知県第2、第3宗務所管内	1人	1人
第11区	岐阜県・滋賀県	1人	1人
第12区	三重県	1人	1人
第13区	京都府	1人	1人
第14区	大阪府・奈良県・和歌山県	1人	1人
第15区	兵庫県	1人	1人
第16区	岡山県・鳥取県	1人	1人
第17区	広島県・山口県	1人	1人
第18区	島根県	1人	1人
第19区	徳島県・高知県・香川県・愛媛県	1人	1人
第20区	福岡県・熊本県	1人	1人
第21区	長崎県・佐賀県	1人	1人
第22区	大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	1人	1人
第23区	長野県・富山県	2人	2人
第24区	福井県・石川県	1人	1人
第25区	新潟県第1、第3宗務所管内	1人	1人
第26区	新潟県第2、第4宗務所管内	1人	1人
第27区	福島県	1人	1人
第28区	宮城県	1人	1人
第29区	岩手県	1人	1人
第30区	青森県・秋田県	2人	2人
第31区	山形県	2人	2人
第32区	北海道	2人	2人
計32区		36人	36人

5 第2項及びこの項を改廃しようとするときは、議員の定数の3分の2以上の者の賛成による議決を経なければならない。

第2節 選挙権

第4条 宗門の僧侶である者のうち、第4節の規定により、確定した選挙人名簿に登録されたものは、選挙権を有する。

第3節 被選挙権

第5条 前条の規定により選挙権を有する者のうち、宗門の寺院住職であるものは、

議員の被選挙権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、選挙公示の日後 20 日現在において次の職に就任中の者は、被選挙権を有しない。

- (1) 宗務庁の役職員(宗務総長及び部長である者を除く。)及び嘱託員
 - (2) 審事院の役職員
 - (3) 宗務所の役職員
 - (4) 教区長
- (議員の失職)

第6条 議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

- (1) 当該選挙区で選挙権を失ったとき、又は当該選挙区の宗門の寺院の住職でなくなったとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる役職員、嘱託員又は長に就任したとき。
- (3) 曹洞宗懲戒規程により、謹慎以上の処分を受けたとき。

第4節 選挙人名簿

(登録)

第7条 宗門の教師及び教師補である者は、選挙人名簿(様式総務第1号)に登録する。

2 前項の規定にかかわらず、曹洞宗懲戒規程における謹慎以上の懲戒に処せられ、その執行が終わるまでの者は、選挙人名簿に登録しない。

(選挙人名簿の記載事項)

第8条 選挙人名簿には、僧籍所在地に在籍する者について、次に掲げる事項を当該宗務所の教区ごとに記載しなければならない。

- (1) 寺籍番号
- (2) 寺院名
- (3) 氏名
- (4) 教師(教師補)資格取得年月日
- (5) 選挙権の有無

(選挙人名簿の送付等)

第9条 総務部長は、前2条の規定により、毎年9月1日現在において選挙人名簿3通を作成し、そのうち2通を 11 月 10 日までに宗務所長に送付しなければならない。

2 前項の規定により選挙人名簿の送付を受けた宗務所長は、そのうち1通を直ちに各教区長に転送する。ただし、教区を置かない宗務所直轄の場合は、この限りでない。

(選挙人名簿の縦覧)

第10条 教区長は、前条の選挙人名簿を受理したときは、その事務所において、7

日の期間を定めて、これを当該教区内の選挙人の縦覧に供した後、宗務所長に回付する。この場合において、縦覧の期間は、あらかじめその教区内の選挙人に告知しなければならない。

(選挙人名簿の修正申告)

第 11 条 縦覧者は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、選挙人名簿縦覧期間中に証拠書類及び理由を付して、その修正を宗務所長に申告しなければならない。

2 宗務所長は、前項の申告を受けたときは、直ちに審査し、その結果を総務部長、教区長及び申告人に通知する。

3 前項の通知の後、なお疑義を生じたときは、宗務所長は、これを総務部長に回付して、その決裁を求めなければならない。

4 前項の決裁の結果を受けた宗務所長は、その通知により選挙人名簿を訂正し、その旨を教区長及び申告人に通知しなければならない。

(選挙人名簿)

第 12 条 第7条から前条までに規定する手続を経た選挙人名簿は、12月25日をもって確定する。

2 曹洞宗責任役員会においてやむを得ないと認めるときは、全ての選挙区の選挙人名簿を対象とし、又は選挙区若しくは宗務所の区域の選挙人名簿を限定して、前項の規定による確定の期日を延期することができる。更に確定の期日を延期するときも、また同様とする。

(選挙人名簿の保管等)

第 13 条 選挙人名簿が確定したときは、宗務所長は、その旨を教区ごとの選挙人名簿に記載し、署名押印しなければならない。

2 確定した選挙人名簿は、宗務所長が保管し、選挙公示と同時に教区長に送付し、教区長は、投票函送致の際、宗務所長に送致しなければならない。

(選挙人名簿の修正禁止)

第 14 条 確定した選挙人名簿は、次の各号による登録された者の氏名を削除する場合を除き、修正することができない。

(1) 教学部長から、選挙人名簿に登録された者の僧籍の削除又は除籍に係る通知を受けたとき。

(2) 選挙人名簿に登録された者が、曹洞宗懲戒規程により謹慎以上の懲戒に処せられた通知を受けたとき。

2 選挙人名簿の作成期間中に教区の分合等によって異動を生じたときは、宗務所長は、第9条の規定にかかわらず、確定した選挙人名簿に基づいて、当該教区ごとに第8条の例に準じ選挙人名簿を作成し、第9条第2項の規定の例に準じ処置しなければならない。

- 3 前2項の規定による選挙人名簿の修正は、当該宗務所長が行う。
- 4 第1項による確定した選挙人名簿の修正は、第29条第5項による宗達による通知を受けた日から当該選挙執行の終わる日まで留保する。

(選挙人名簿の有効期限)

第15条 選挙人名簿は、翌年12月24日まで有効とする。

- 2 第12条第2項の規定により確定の期日を延期したときは、曹洞宗責任役員会の決定により、前項の規定により効力を失う選挙人名簿の有効期限を延長することができる。

- 3 更に確定の期日を延期したときは、曹洞宗責任役員会の決定により、前項の規定により延長した有効期限を、更に延期することができる。

(確定期日を延期した場合の選挙人名簿の有効期限)

第15条の2 第12条第2項の規定により確定の期日を延期し、縦覧を経て確定する選挙人名簿の有効期限については、前条第1項の規定にかかわらず、その都度、曹洞宗責任役員会において決定する。更に確定の期日を延期するときも、また同様とする。

(選挙人名簿の提出)

第16条 2宗務所以上にわたる選挙区においては、関係各宗務所長は、その保管に係る選挙人名簿を選挙の公示後直ちに第23条に規定する選挙長に提出しなければならない。

(補充選挙人名簿の作成)

第17条 第12条第1項の規定により選挙人名簿確定後、選挙権及び被選挙権の得喪によって異動を生じたときは、総務部長において補充選挙人名簿を作成する。

- 2 前項の補充選挙人名簿は、第9条第1項の規定による選挙人名簿作成後の翌年7月1日現在において作成する。

(補充選挙人名簿の縦覧)

第18条 補充選挙人名簿は、3通作成し、そのうち2通を毎年7月末日までに宗務所長に送付しなければならない。

- 2 宗務所長は、補充選挙人名簿を受領したときは、その1通を直ちに教区長に送付し、選挙人に縦覧させなければならない。

(補充選挙人名簿の確定)

第19条 補充選挙人名簿は、毎年8月31日をもって確定する。

第20条 削除(平成21年7月1日)

(準用規定)

第21条 第10条、第11条、第12条第2項及び第13条から第16条までの規定は、補充選挙人名簿について準用する。

第5節 投票区及び開票区並びに選挙事務

(投票区及び開票区)

第22条 選挙区に、投票区及び開票区を設ける。

- 2 投票区は、教区の区画による。
- 3 教区を置かない区域は、その属する宗務所管内をもって一投票区とする。
- 4 開票区は、宗務所の区画による。

(選挙長、投票管理者及び開票管理者)

第23条 選挙長は、当該選挙区の宗務所長をもって充て、その選挙に関する事務を統轄する。この場合において、2宗務所以上にわたる選挙区は、その選挙区域内の宗務所長のうちから総務部長が選挙長を指名する。

- 2 教区長は、投票管理者となり、投票に関する事務を担当する。
- 3 宗務所長は、開票管理者となり、開票に関する事務を担当する。
- 4 教区を置かない区域にあつては、その区域の宗務所長が投票管理者及び開票管理者となり、投票及び開票に関する事務を担当する。
- 5 第1項前段において、選挙長が欠けたときは、曹洞宗宗務所規程第11条によつて、宗務所長の職務代理する者が選挙長となる。
- 6 第1項後段において、選挙長が欠けたときは、同一選挙区域内の宗務所長のうちから総務部長が選挙長を指名する。この場合において、その選挙区内で宗務所長が全て欠けたときは、前項の規定を準用し、総務部長が選挙長を指名する。

(投票管理者及び開票管理者の事務代理者)

第24条 宗務所長は、当該選挙執行中に投票管理者に事故があるときは、当該選挙区の宗門の寺院住職であるもののうちから、その事務を代理すべき者を選任しなければならない。

- 2 開票管理者に事故あるとき、又は欠けたとき、曹洞宗宗務所規程第11条によつて宗務所長の職務を代理する者が、その職務を行う。

第6節 選挙の種類、再選挙

(選挙の種類及び方法)

第25条 選挙は、総選挙及び補欠選挙の2種とし、無投票又は投票によつて行う。

- 2 総選挙は、議員の任期が満了したとき、又は宗議会が解散されたとき、各選挙区において行う。
- 3 補欠選挙は、議員に欠員を生じたとき、欠員となった議員と同系別の候補者について、当該選挙区に限り行う。ただし、曹洞宗責任役員会において次期の総選挙が切迫しているため、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

(再選挙)

第26条 再選挙は、総選挙及び補欠選挙において、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 当選人がないとき。
 - (2) 当選人がその選挙における議員の系別定数に達しないとき。
 - (3) 当選人が死亡者であるとき。
 - (4) 当選人が被選挙権を喪失したとき。
- 2 前項第2号の場合においては、選挙会において当選人を定め、当選人を除いた系別の数について再選挙を行うものとする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、一選挙区の投票中無効となったものが投票総数の過半数に達したとき、又はこの規程に違反して選挙の全部若しくは一部が無効となり、選挙の結果に異動を生ずるおそれがあるときは、その選挙区に限り再選挙を行う。

(再選挙の結果の措置)

第27条 再選挙の結果、なお、前条第1項及び第2項の規定に該当するときは、第80条第1項後段の規定にかかわらず、その結果により同項本文の規定に従って当選人を定める。

(欠員補充の特例)

第28条 次節によって定められた選挙期日から2年以内に議員に欠員を生じたときは、第80条第3項の例に準じ当選人を定め、内局において同条、第81条及び第81条の2の例に準じ手続を行う。

第7節 選挙期日

- 第29条** 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の前30日以内に行い、その期日は曹洞宗責任役員会において定める。
- 2 宗議会の解散による総選挙は、解散の日から40日以内に行い、その期日は曹洞宗責任役員会において定める。
 - 3 補欠選挙及び再選挙は、公示の日から30日以内に行い、その期日は曹洞宗責任役員会において定める。
 - 4 前3項の規定により選挙期日が定められたときは、内局は、速やかに、各宗務所長に宗達により通知しなければならない。
 - 5 宗務所長は、前項の宗達を受けたときは、5日以内に、これを当該宗務所管内の教区長に文書をもって伝達しなければならない。
 - 6 教区長は、前項の伝達を受けたときは、直ちに、その期日を投票区内の選挙人に文書をもって告知しなければならない。

第8節 候補者

第30条 被選挙権を有する者が候補者となるには、その被選挙権を有する者が、選挙公示の日から選挙期日前20日までに、大本山永平寺系又は大本山總持寺系のいずれかの系別の候補者となる旨を明記して、候補者届(様式総務第2号)を選挙長に届け出て、かつ、供託金50万円を総務部長に供託しなければならない。

い。

- 2 前項の規定にかかわらず、選挙権を有する者が、被選挙権を有する他の者を候補者にしようとするには、その選挙権を有する者が推薦人となり、候補者に推薦する者の承諾を得て、選挙公示の日から選挙期日前 20 日までに、大本山永平寺系又は大本山總持寺系のいずれかの系列の候補者とする旨を明記して、候補者推薦届(様式総務第3号)を選挙長に届け出て、かつ、供託金 50 万円を総務部長に供託しなければならない。
- 3 前2項による候補者及び推薦人は、同一選挙区内の選挙人名簿に登録された者に限る。
- 4 総務部長は、第1項及び第2項に規定する供託金を供託するための納付方法を随時指示する。
- 5 供託金は、原則として、現金で供託しなければならない。また、供託金には、利息を付さない。

(候補者辞退届)

第 31 条 候補者が、候補者であることを辞退しようとするときは、候補者自らその旨を候補者辞退届(様式総務第4号)により、選挙長に届け出なければならない。

(記録郵便物による届出)

第 32 条 前2条に規定する届出は、記録郵便物(郵便法に基づく総務省令又は郵便約款の定めるところにより引受け及び配達記録をする郵便物(受取人の記録があるものに限る。))。以下同じ。)を用いなければならない。

(選挙長による告知)

第 33 条 第 30 条若しくは第 31 条の届出があったとき、又は候補者が死亡したときは、選挙長は、直ちに、その旨を教区長を通じて投票区内の選挙人に文書をもって告知しなければならない。

- 2 2宗務所以上にわたる選挙区の場合は、前項に規定する届出があったとき、又は候補者が死亡したときは、当該選挙区内の宗務所長に文書をもって通知しなければならない。

(供託金の保管及び返還)

第 34 条 総務部長は、第 30 条第1項及び第2項に規定する供託金の供託を受けたときは、速やかに候補者又は推薦人に供託書(様式総務第5号)を交付しなければならない。

- 2 総務部長は、財政部長と協議して、当該選挙の執行が終わるまで、供託金を適正に保管しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、供託金は、当該選挙区の場合は、当該選挙区に属する宗務所に帰属するものとする。

(1) 候補者の得票が第 80 条第1項後段に規定する数に達しないとき。

- (2) 候補者が選挙期日前 20 日の日以後に候補者であることを辞退したとき。
- (3) 第 81 条により、通知を受けた当選人が、その当選を辞退したとき。
- 4 供託者は、供託金の取戻しをしようとするときは、第 1 項の規定により交付を受けた供託書を総務部長に返却しなければならない。
- 5 前項の規定により供託書の返却を受けた総務部長は、第 3 項各号のいずれにも該当しないとき、又は候補者が被選挙権を失うに至ったときは、供託金を供託者に返還しなければならない。

第 9 節 無投票

(無投票による選挙)

第 35 条 第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定によって届出のあった候補者の数が、同一選挙区における議員の系別定数と同数のとき、又はこれを超えないときは、該当系別の選挙は投票を行わない。

- 2 前項の投票を行わないことを「無投票」という。
- 3 第 1 項の規定により、同一の選挙区内において、それぞれの系別の選挙が無投票となったときに限り、選挙長は、第 17 節及び第 18 節に定める手続を経て、届出の候補者をもって当選人と定める。この場合において、第 75 条第 2 項の「選挙期日後 7 日以内」とあるのは、「第 36 条第 1 項又は第 2 項による通告をした日から選挙期日後 7 日以内」と読み替えて適用する。
- 4 前項の規定により当選人を定める場合において、選挙長は、第 3 節による候補者の被選挙権の有無、前節の候補者届出及び届出書の記載事項について審査し、疑義があるときは、選挙立会人と合議して、その処分を決定する。

(選挙長の通告等)

第 36 条 第 30 条第 1 項及び第 2 項による期日を過ぎたとき、選挙長は、直ちに、投票となること又は無投票となることについて、投票・無投票通告(様式総務第 6 号)により開票管理者及び投票管理者に通告しなければならない。

- 2 前項の通告をしたのち、候補者の辞退によって、当該選挙区の系別が投票であったものが、前条第 1 項による無投票となったとき、選挙長は、直ちに、その系別の選挙が無投票となることを前項に準じ開票管理者及び投票管理者に通告しなければならない。
- 3 選挙長は、前 2 項による通告をしたときは、同時に投票・無投票報告(様式総務第 6 号の 2)により総務部長に報告しなければならない。
- 4 投票管理者は、第 1 項及び第 2 項の通告を受けたときは、直ちに、その旨を投票区内の選挙人に文書をもって通知しなければならない。

第 10 節 投票

(投票による選挙)

第 37 条 選挙は、無投票とならなかつたとき、投票を行う。

2 投票は、選挙を行う系別ごとに1人1票とする。

(投票用紙)

第 37 条の2 投票用紙は、総務部長から交付を受けた投票紙を用いて、選挙長が作成する。この場合において、選挙区において投票の必要があるとき、選挙長は、投票紙交付願(様式総務第7号)によって、総務部長に願い出るものとする。

2 総選挙における投票用紙は、別表第1によるものを用いる。この場合において、同一の選挙区内のうち無投票の系別があるときは、総務部長は、投票紙の無投票である系別の欄に「無投票」と朱書し、選挙長に交付するものとする。

3 補欠選挙又は再選挙における投票用紙は、次のとおりとする。

(1) 同一の選挙区内において、大本山永平寺系議員及び大本山總持寺系議員の選挙を行うときは、前項の規定を準用する。

(2) 同一の選挙区内において、大本山永平寺系議員又は大本山總持寺系議員のいずれかの選挙を行うときは、別表第2によるものを用いる。

4 前3項により作成した投票用紙について、選挙長は、それぞれの投票所における必要数を調査し、選挙期日前10日までに、記録郵便物を用いて投票管理者に送付しなければならない。

(投票)

第 38 条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票しなければならない。

(投票用紙の交付)

第 39 条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において、投票管理者が選挙人に交付しなければならない。

(記載事項及び投函)

第 40 条 選挙人は、投票所において、交付された投票用紙に、第37条の規定に従って、自ら候補者の氏名を記載し、投票函に投入するものとする。

(投票の秘密保持)

第 41 条 選挙人は、何人に対しても、投票した候補者の氏名を陳述する義務を負わない。

第11節 投票立会人

(投票立会人の定数及び届出)

第 42 条 各投票所における投票立会人の定数は、2人以上とする。

2 投票立会人は、各候補者が選挙区の選挙人のうちから、本人の承諾を得て、投票所ごとに1人を定め、選挙期日前3日までに、投票立会人届(様式総務第8号)により、投票管理者に届け出るものとする。

(投票立会人の失格)

第 43 条 投票立会人は、死亡したとき、辞退したとき、投票所を開くべき時刻に参

会しなかったとき、又は途中で退所したときは、その資格を失う。

(投票立会人の指名)

第 44 条 投票立会人が欠けたとき、又は定数に満たないときは、投票管理者は、当該選挙区の選挙人のうちから、2人に達するまで、投票立会人を指名しなければならない。

(投票立会人の辞退制限)

第 45 条 投票立会人は、正当の理由がなければ、その職を辞退することができない。

第 12 節 投票所

(投票所の設置等)

第 46 条 投票所は、当該教区事務所に設ける。ただし、必要により、選挙長の承認を受けて、他の適当な場所に設けることができる。

2 前項ただし書の場合において、選挙長は、投票管理者を通じ、選挙期日前5日までに、その旨を投票区内の選挙人に通知しなければならない。

3 前項の場合において、2宗務所以上にわたる選挙区の選挙長は、開票管理者に同時に文書をもって通知しなければならない。

(投票所の開閉時間)

第 47 条 投票所は、午前7時に開き、同日午後1時に閉じる。ただし、投票区内の選挙人が全て投票を終えたときは、投票所を閉じる時刻を繰り上げることができる。

(投票記載場所)

第 48 条 投票管理者は、投票を記載する場所を別に設けなければならない。

(選挙人の確認及び仮投票)

第 49 条 投票管理者は、選挙人に疑義があるときは、投票立会人の意見を聴いて、その投票を拒否することができる。

2 前項の拒否を受けた選挙人に不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

3 前項の投票は、選挙人が封筒に入れて封をし、その表面に自らその氏名を記載して投函しなければならない。

4 前3項の規定は、投票立会人において選挙人に疑義があるときについて準用する。

(投票録及び送致目録の作成)

第 50 条 投票管理者は、投票録(様式総務第9号)、投票所送致目録(様式総務第10号)各々2通を作成し、投票立会人とともに署名押印し、そのうち各々1通を当該開票管理者に送致し、他の各々1通は選挙期日から2年間保管しなければならない。

(投票函の閉鎖)

第 51 条 投票所を閉じる時刻には、投票管理者は、その旨を投票立会人に告げて、投票函を閉鎖する。

2 投票函の閉鎖は、投票管理者が投票立会人の立会のもと、封印紙をもって厳封し、それぞれが押印して行う。

3 何人も、投票函の閉鎖後は、投票することができない。

(投票函の送致)

第 52 条 投票管理者は、投票函を厳重に保管し、即日、投票立会人2人以上とともに、送致目録に従い、当該開票管理者に送致しなければならない。ただし、天災その他避けることができない事故により、即日送致できないときは、投票管理者は、その旨を開票管理者に報告し、選挙長及び総務部長に届け出なければならない。

第 13 節 投票所における秩序保持

(投票所の管理)

第 53 条 選挙人及び投票所の事務に従事する者でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所の秩序保持)

第 54 条 投票所において、投票に関し、協議又は勧誘をし、その他投票の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、又はその者を投票所以外に退出させることができる。

2 前項の規定により退出させられた者には、最後に投票させる。

第 14 節 郵送投票

(郵送による投票)

第 55 条 次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ投票管理者の承認を受けた選挙人は、郵送による投票(以下「郵送投票」という。)をすることができる。

(1) 結制安居により禁足中の者

(2) 投票立会人である者

(3) 両大本山の役職員、宗務庁の役職員(教化センターの役職員を含む。)、審事院の役職員、宗務所の役職員及び宗門の教育施設等の役職員並びにその在籍者

(4) 布教等によって旅行中の者

(5) 交通不便の遠距離の土地又は風浪降雪のため交通が途絶するおそれがある土地に在住する者

(6) 病気その他やむを得ない事情がある者

(郵送投票の申請)

第 56 条 郵送投票の承認を受けようとする選挙人は、選挙期日前7日までに、自ら

その旨を記録郵便物を用いて、郵送投票承認申請書(様式総務第 11 号)により、投票管理者に申請しなければならない。

(郵送投票による投票用紙の送付)

第 57 条 投票管理者は、前条に定める申請により郵送投票の承認をしたときは、当該選挙人に対し、直ちに投票用紙1枚を記録郵便物を用いて送付しなければならない。

2 前項の投票用紙を受け取った選挙人は、その投票用紙に、選挙の種類による記載方法を定めた第 40 条の規定に従って、自ら候補者の氏名を記載し、これを様式総務第 12 号に定める護封筒(以下「護封」という。)に封入し、更に様式総務第 12 号に定める外封筒(以下「外封」という。)に封入し、投票閉鎖時刻までに到着するよう記録郵便物を用いて投票管理者に送付しなければならない。

3 前項の投票用紙を封入した外封には、選挙人の僧籍所在地、寺籍番号、現住所及び氏名を記載しなければならない。

4 投票管理者は、投票の当日、投票立会人の前で、郵送投票の有効又は無効を調査し、有効なときは、在中の投票用紙を投票函に投入する。

5 投票管理者は、前項により無効と判断した投票用紙、護封及び外封並びに有効と判断した投票用紙の護封及び外封は、選挙日から2年間保管しなければならない。

(未設置教区の投票)

第 58 条 教区を置かない宗務所管内にあつては、選挙人は、前2条の規定による手続により、その投票を投票管理者である宗務所長に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票区の事情により、選挙公示後7日以内に総務部長の承認を受け、第 38 条の規定による投票を行うことができる。この場合において、総務部長は速やかに、投票管理者を通じ、その旨を投票区内の選挙人に通知しなければならない。

(繰延投票)

第 59 条 天災その他避けることができない事故により、投票を行うことができないときは、投票管理者は、その理由を選挙長及び総務部長に届け出なければならない。

2 前項の届出を受けたときは、総務部長は、選挙長と協議のうえ、更に期日を定めて投票を行わせる。この場合において、その期日前7日までに、その旨を投票管理者を通じて投票区の選挙人に文書をもって通知しなければならない。

3 前項の投票は、選挙の結果に異動を生じないときは、これを行わないことができる。

(繰上投票)

第 60 条 交通が不便であり、又は風浪降雪のため交通が途絶するおそれがある

土地に在住する選挙人に対しては、選挙長は、選挙会の期日までにその投票を有効とさせるために、選挙期日前に日時を定めて投票させることができる。

- 2 前項の場合においては、選挙長は、その旨を投票管理者に文書をもって通知しなければならない。
- 3 2宗務所以上にわたる選挙区選挙長は、前項の通知と同時に開票管理者に文書をもって、通知しなければならない。

第15節 開票立会人

(開票立会人の定数)

第61条 開票所における開票立会人の定数は、2人以上とする。

(開票立会人の届出)

第62条 開票立会人は、候補者が、その選挙区内の選挙人のうちから、本人の承諾を得て、開票所ごとに1人を定め、選挙期日前6日までに、開票立会人届(様式総務第13号)により選挙長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出を受けたときは、選挙長は、直ちに審査し、選挙期日前3日までに、開票立会人通告書(様式総務第14号)により開票管理者にその旨を通告しなければならない。

(開票立会人の失格)

第63条 開票立会人は、死亡したとき、辞退したとき、開票所を開くべき時刻に参会しなかったとき、又は途中で退所したときは、その資格を失う。

(開票立会人の選出)

第64条 開票立会人が欠けたとき、又は定数に満たないときは、開票管理者は、当該選挙区内の選挙人のうちから、選挙長の承認を受け、2人に達するまで開票立会人を選出しなければならない。

(開票立会人の辞退制限)

第65条 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞退することができない。

第16節 開票及び開票所

(開票所の設置)

第66条 開票所は、当該宗務所に設ける。ただし、必要により、選挙長の承認を受けて、他の適当な場所に設けることができる。

- 2 前項ただし書の場合において、選挙長は、その旨を開票区内の投票管理者に通告しなければならない。

(開票)

第67条 開票は、各投票所の投票を、前条に規定する開票所に集めて行う。

(開函)

第68条 開票管理者は、全ての投票函の送致を受けたとき、直ちに開票立会人の

立会いを得て、開函する。

- 2 開票管理者は、開票立会人の立会いのうえ、当該開票区の投票函全部を一度に開き、投票用紙を取り出し、開票立会人とともに混同して開票し、次条から第71条までの規定により点検する。

(無効投票)

第69条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 第37条の2の規定によって作成した投票用紙を用いないもの
 - (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - (3) 削除(平成30年7月27日)
 - (4) 削除(平成30年7月27日)
 - (5) 候補者の氏名のほか他事を記載し、抹消訂正し、又は符号と認められるものを記載したもの
 - (6) 投票用紙の所定の欄に、候補者の氏名が記載されなかったもの
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、候補者の敬称又は住職寺院名を記載したもので、特定の候補者を指称したことが明らかなものの、その投票は有効とする。

(投票の効力)

第70条 開票管理者は、投票に疑義があるときは、開票立会人の意見を聞いて、その効力を決定する。

(仮投票の効力)

第71条 第49条第2項の規定による仮投票があるときは、開票管理者は、開票立会人の意見を聞いて、投票の効力を決定する。

(投票用紙及び開票録の保管)

第72条 開票済みの投票用紙は、投票の有効又は無効を区別し、第74条によって作成した開票録のうち1通とともに選挙日から2年間開票管理者において保管しなければならない。

(開票の参観)

第73条 選挙人は、その開票所について、開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

第74条 開票管理者は、開票録(様式総務第15号)2通を作成し、開票立会人とともに署名捺印のうえ、その1通を、選挙長に送付しなければならない。

- 2 1宗務所の選挙区の開票管理者又は2宗務所以上の選挙区で選挙長に指名された開票管理者は、前項の開票録の送付を要しない。

- 3 第1項に規定する送付は、翌日までに、記録郵便物を用いて行わなければならない。

第17節 選挙会

第75条 選挙長は、当選人を確定するため、選挙会を開催する。この場合におい

て、あらかじめ選挙会の場所及び日時を当該選挙区内の選挙人に教区長を通じて告知しなければならない。

- 2 選挙会は、選挙期日後7日以内に行わなければならない。ただし、天災その他の理由により、その期日を変更する必要がある場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書のとおり、選挙長は、変更した選挙会の日時について、当該選挙区内の選挙人に教区長を通じて告知しなければならない。
- 4 2宗務所以上にわたる選挙区の選挙長は、第1項及び前項に定める告知をしたとき、同時にその告知したものを同一選挙区内の他の宗務所長に文書をもって通知しなければならない。

(準用規定)

第76条 第42条から第45条までの規定は、選挙会について準用する。この場合において、これらの規定中「投票立会人」とあるのは「選挙立会人」と、「投票所」とあるのは「選挙会」と、「選挙期日前3日」とあるのは「選挙会の前3日」と、「投票管理者」とあるのは「選挙長」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるほか、2宗務所以上にわたる選挙区の選挙長は、他の宗務所の開票管理者及び開票立会人に選挙会の参観を求めなければならない。ただし、第35条第3項によって行う選挙会については、この限りでない。

(開票録の審査)

第77条 選挙長は、選挙会において選挙立会人の立会いを得て、各開票管理者から送付された開票録を審査する。

- 2 前項の開票録に明らかに誤りがあると認める場合においては、選挙長は、選挙会を一時中止し、開票録を開票管理者に差し戻すものとする。
- 3 前項により、開票録の差し戻しを受けた開票管理者は、直ちに開票立会人の意見を聞き、開票録を訂正して選挙長に提出しなければならない。
- 4 選挙長は、前項による開票録の提出を受けたのち、選挙会を再開する。

(被選挙権並びに候補者届及び候補者推薦届の審査)

第77条の2 選挙長は、選挙会において、選挙立会人の立会いを得て、候補者の被選挙権並びに候補者届及び候補者推薦届について、第35条第4項の規定により審査する。

(選挙会における疑義)

第77条の3 選挙長は、選挙会において前2条の審査における疑義が生じたときは選挙立会人との合議により、その処分を決定する。

(選挙会の参観)

第78条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。

(選挙録等の作成等)

第79条 選挙長は、次の各号に掲げるものを各2通作成し、選挙立会人とともに署

名捺印しなければならない。

- (1) 第 77 条による選挙会の結果を記録した選挙録(様式総務第 16 号)
 - (2) 投票による選挙であったときは、開票録の審査の経過に関する開票録審査書(様式総務第 17 号)
 - (3) 第 77 条の2による審査を記録した候補者被選挙権及び候補者届審査書(様式総務第 17 号の2)
- 2 前項によって作成した第1号から第3号までのものについて、選挙長は、各1通は選挙会を開催した日に記録郵便物を用いて総務部長に送付し、各1通は選挙期日から2年間保管しなければならない。
- 3 前項に定める選挙会を開催した日に総務部長に送付することについて、やむを得ない事情がある場合において、選挙長は、選挙立会人の同意があったときは、選挙会を開催した日の翌日に送付することに変更することができる。

第 18 節 当選人

(当選人の決定)

第 80 条 当選人は、系別ごとに有効投票の得票の多い者から定める。この場合において、当選人とするためには、当該選挙区の系別定数をもって有効投票の総数を除して得た数の5分の1以上の得票がなければならない。

- 2 当選人を定める場合において、得票が同じであるときは、選挙会で選挙長がくじで定める。
- 3 当選人が当選を辞退したとき、死亡したとき、又は当選が無効となったときは、これらの事由によって欠けた者と同系別であって、第1項後段の規定による得票者で当選人とならなかった者のうち、得票の多いものから当選人を定める。

(当選の通告)

第 81 条 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選の旨を当選人に通告しなければならない。

(当選の承諾及び辞退)

第 81 条の2 前条の通告を受けた当選人は、10 日以内に、選挙長に当選の承諾の表示又は当選の辞退の届け出をしなければならない。

- 2 前項の期間を超えても、なお当選人が当選の承諾の表示又は当選の辞退の届け出をしないときは、当選人はその当選の承諾を表示したものとみなす。

(当選証書の交付)

第 82 条 当選人が当選の承諾を表示したときは、選挙長は、当該当選人に当選証書(様式総務第 18 号)を交付し、その旨を総務部長に報告しなければならない。

(明細の公示)

第 83 条 総務部長は、各選挙区における投票総数、当選人の氏名、各候補者の得票数等を記載した明細を公示する。

第19節 異議の申立て

(異議の申立て)

第84条 選挙の効力に関し異議がある選挙人又は候補者は、選挙期日から20日以内に、選挙長を相手方として、証拠書類を添え、審事院に申し立てることができる。この場合において、申し立ての送達は、記録郵便物を用いなければならない。

2 当選の効力に関し異議がある選挙人は、第81条第1項の通告の日から30日以内に、当選人を相手方として、前項の例に準じ、審事院に申し立てることができる。

3 審事院が前2項の申立てを受理したときは、その受理の日から50日以内に審決しなければならない。

(当選の無効)

第85条 当選人がその選挙に関して懲戒に処せられたときは、その当選を無効とする。

第20節 雑則

(選挙経費の負担)

第86条 選挙に関する経費は、当該選挙区が負担する。ただし、2以上の宗務所管内を選挙区とする選挙区においては、各宗務所は、その負担額を選挙人の数に比例して、分担しなければならない。

2 前項に関する経費の一部は、選挙事務補助費交付申請書(様式総務第19号)の申請により、本宗が補助することができる。

3 前項の規定にかかわらず、総務部長は、選挙経費の補助の決定を行うことができる。

(臨時事務員)

第87条 選挙長又は開票管理者は、選挙事務を処理するため、臨時事務員を委嘱することができる。

2 前項の臨時事務員は、宗門の僧侶でなければならない。

第3章 副貫首選挙

(副貫首選挙)

第88条 両大本山の副貫首(以下「副貫首」という。)は、宗門の選挙人が選挙する。

2 副貫首選挙は、両大本山いずれかの副貫首が欠けたとき、行う。

(選挙区、投票区及び開票区)

第88条の2 副貫首選挙における選挙区は、全国を一選挙区とする。

2 投票区は、教区の区画によるものとし、教区を置かない区域は、その属する宗務所管内をもって一投票区とする。

3 開票区は、宗務所の区画とする。

(選挙期日及び公示)

第 89 条 副貫首の選挙期日は、副貫首が欠けた当該大本山の代表役員の職にある者が、大本山永平寺・大本山總持寺副貫首選挙執行に関する届出書(様式総務第 20 号)を総務部長に提出し、その届を受理した後、曹洞宗責任役員会において定め、公示する。

2 曹洞宗宗憲第 16 条によって副貫首が欠け、前項の届出書を提出するときは、責任役員住所資格氏名印鑑届(干与者を置く場合は、干与者住所資格氏名届を含む。)を附帯しなければならない。

3 前項の責任役員住所資格氏名印鑑届の登録印鑑は、曹洞宗寺院規程によるものとする。この場合において、当該大本山規則中に副貫首が責任役員又は干与者に就任する定めがあるときは、その職にある者の登録印鑑は、欠くものとする。

4 第1項による副貫首選挙執行の公示は、選挙期日から 50 日前までに宗達をもって行う。

(選挙長及び選挙事務)

第 90 条 選挙長は、宗務総長をもって充て、その選挙に関する事務を統括する。

2 選挙事務は、選挙長の命を受け、総務部長が行う。

3 宗務総長は、副貫首選挙に関する事務取扱いにおいて、重要な事項があったときは、その都度、内局において協議し決定する。

(選挙長の事務代理者)

第 90 条の2 選挙長に事故あるときは、総務部長が、選挙長の事務を代理する。

(選挙権及び被選挙権)

第 91 条 副貫首選挙の選挙権を有する者については、第4条の規定を準用する。

2 副貫首選挙の被選挙権を有する者は、前項の規定により選挙権を有する者のうち、第 89 条第1項による公示の日の前日において、権大教正の僧階を有し、かつ、宗門の寺院住職でなければ被選挙権を有しない。

3 副貫首である者が、貫首となったとき、副貫首を退任したとき、又は被選挙権を失ったとき、その地位を失う。ただし、当該大本山の規則において、別段の定めがあるときは、この限りでない。

(候補者)

第 92 条 被選挙権を有する者を候補者とするには、当該大本山の責任役員(干与者を置く場合は、責任役員に就任していない干与者を含む。)である者の3分の1以上(責任役員等に欠員がある場合は、欠員になっている数を除いた3分の1以上)が推薦人(以下「推薦届出人」という。)となり、第 89 条第1項による選挙公

示の日から選挙期日前 30 日までに、大本山永平寺・大本山總持寺副貫首候補者推薦届(様式総務第 21 号)を用いて、記録郵便物によって選挙長に届け出なければならない。

- 2 前項の候補者推薦届には、推薦する候補者の承諾がなければならない。
- 3 大本山永平寺・大本山總持寺副貫首候補者推薦届における押印は、推薦届出人が第 89 条第 2 項によって登録印鑑の届け出があるときは、その登録印鑑を用いなければならない。
- 4 大本山永平寺・大本山總持寺副貫首候補者推薦届又は大本山永平寺・大本山總持寺副貫首候補者辞退届(様式総務第 22 号)が提出されたときにおいて、第 33 条の規定は、適用しない。
- 5 推薦届出人は、非当該の大本山の監院にその旨文書をもって、報告しなければならない。

(供託)

第 93 条 副貫首候補者に推薦された者は、選挙期日前 30 日までに、供託金 100 万円を選挙長に供託しなければならない。

- 2 前項の供託は、供託申入書(様式総務第 23 号)を選挙長に提出して行うものとし、選挙長は、供託金を供託するための納付方法を随時指示する。
- 3 供託金は、原則として、現金で供託しなければならない。また、供託金には、利息を付さない。
- 4 第 1 項の供託がないとき、副貫首候補者に推薦された者は、副貫首候補者となることができない。

(供託金の保管、没収及び返還)

第 93 条の 2 選挙長は、前条の供託金の供託を受けたときは、速やかに、供託書(様式総務第 4 号の例による。)を供託者に交付しなければならない。

- 2 選挙長は、当該選挙の執行が終わるまで、供託金を適正に保管しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、供託金は、宗務庁に帰属するものとする。
 - (1) 候補者の得票が第 100 条後段に規定する数に達しないとき。
 - (2) 候補者が選挙期日前 30 日の日以後に候補者であることを辞退したとき。
 - (3) 第 81 条の規定を例とし通告を受けた当選人が、その当選を辞退したとき。
- 4 供託者は、供託金の取戻しをしようとするときは、第 1 項の規定により交付を受けた供託書を選挙長に返却しなければならない。
- 5 前項の供託書の返却を受けた選挙長は、第 3 項各号のいずれにも該当しないとき、又は候補者が被選挙権を失うに至ったときは、供託金を供託者に返還しなければならない。

(候補者の告知)

第 93 条の3 選挙長は、選挙期日前 30 日の日を過ぎたときは、第 36 条の規定を例とし、直ちに選挙人に告知する。なお、投票による選挙であったものが、辞退等によって無投票となったときも、また同様とする。

(投票用紙)

第 94 条 投票用紙は、別表第2の例によって選挙長が作成し、投票管理者に送付する。

(投票)

第 95 条 選挙人は、投票用紙に自ら副貫首候補者1人の氏名を記載して投票する。

(無投票)

第 96 条 副貫首候補者が1人のとき、又は1人となったときは、無投票とする。

(開票)

第 97 条 開票は、開票管理者が行う。この場合において、前章第 15 節に定める規定を例とし選定した開票立会人が2人以上いないときは、開票することができない。

2 投票に関する無効投票及び投票並びに仮投票の効力については、第 69 条から第 71 条までの規定を適用する。

3 前2項に規定する開票について、開票管理者は開票録を作成し、選挙長に送付する。

4 開票事務を処理するための臨時事務員の規定は、第 87 条の規定を準用する。

(選挙会)

第 98 条 選挙長は、選挙期日後 20 日以内の日を定め選挙会を開催し、大本山永平寺・大本山總持寺副貫首候補者推薦届、推薦届出人の資格、候補者の被選挙権及び開票管理者から送付された開票録を審査する。

2 選挙会の期間は、3日以内とする。ただし、選挙長は、次条に定める選挙立会人と合議のうえ、必要な日数を延長することができる。

3 第 35 条第3項の規定は、系別に関する規定を除き第 96 条の場合について、準用する。この場合において「第 36 条第1項又は第2項による通告をした日から選挙期日後7日以内」とあるのは「第 93 条の3による告知をした日から選挙期日後 20 日以内」と読み替えるものとする。

(選挙立会人)

第 99 条 副貫首選挙における選挙会の立会人(この章において「選挙立会人」という。)は、参事会員全員(参事会員補欠員である者を除く。)及び推薦届出人とする。

2 前項の選挙立会人となる推薦届出人は、候補者が推薦届出人のうちから2人を指定し、副貫首選挙選挙立会人届(様式総務第 24 号)により、選挙会の日前3

日までに選挙長に届け出るものとする。

- 3 前項の場合において、選挙立会人の指定がないとき、又は選挙立会人の指定が2人に満たないときは、選挙長は、選挙権を有する者のうちから、2人に達するまで選挙立会人を選出しなければならない。
- 4 第96条の場合における選挙立会人は、前3項の規定にかかわらず、部長の職にある者とする。

(選挙立会人の定足数)

第99条の2 選挙会における選挙立会人の定足数は、7人以上とし、うち前条第1項に規定する参事会員である選挙立会人過半数及び推薦届出人である選挙立会人(前条第3項の場合による立会人を含む。)2人以上がそれぞれ含まれていないときは、会議を開き、当選人を決定することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する選挙会における選挙立会人の定足数は、4人以上とし、この定足数に満たないときは、会議を開き、当選人を決定することができない。
- 3 選挙会の参観は、第78条の規定を準用する。ただし、選挙長が選挙会における秩序維持のため、参観を認めない決定をしたときは、選挙人は、参観することができない。
- 4 選挙会の事務を処理するための臨時事務員の規定は、第87条の規定を準用する。この場合において同条第2項中「宗門の僧侶」とあるのは、「宗務庁の役職員及び嘱託員」と読み替えるものとする。

(当選人の決定)

第100条 当選人は、選挙会において、有効投票の得票の多い者から定める。得票が同じであるときは、選挙長がくじで定める。この場合において、当選人とするには、選挙人総数の10分の1以上の得票がなければならない。

(当選の通告、承諾及び当選証書の交付等)

第101条 当選人が決定したときの当選の通告、当選の承諾及び当選証書の交付は、前章第18節の規定を準用する。

(両大本山貫首への報告等)

第102条 選挙長は、前条によって当選人に当選証書を交付したときは、両大本山貫首に、その旨を報告する。

- 2 前項の報告を受けた当該大本山貫首は、当選人を副貫首の職に就かせる。

(副貫首の登録印鑑)

第102条の2 第89条第3項により責任役員の登録印鑑が欠けた場合において、前条の規定により副貫首に就任したときは、速やかに責任役員住所資格氏名印鑑届の様式を用いて、当該大本山の副貫首の登録印鑑を届け出なければならない。

2 前項に用いる登録印鑑は、曹洞宗寺院規程の定めによる。

(当選人の公示)

第 102 条の3 選挙長は、副貫首選挙における投票、無投票の種別及び当選人について、公示する。

(異議申立て)

第 102 条の4 副貫首選挙における異議申立てについては、前章第 19 節の規定を適用する。

(副貫首選挙の様式)

第 102 条の5 副貫首選挙の様式は、次の各号の掲げるところにより使用する。

(1) 副貫首選挙投票立会人届(様式総務第 25 号)

(2) 副貫首選挙開票立会人届(様式総務第 26 号)

2 前項に定めるもののほか、必要な様式については、系別に関する規定を除き前章に定める様式を準用する。この場合において「宗議会議員」又は「議員」とあるのは、「副貫首」と読み替えるものとする。

(補則)

第 103 条 この章に規定するもののほか、副貫首選挙については、系別に関する規定及び第 28 条の規定を除き、前章の規定の例による。

第4章 宗務所長選挙

第 104 条 宗務所長は、当該宗務所管内において選挙人が選挙する。

2 選挙長は、当該宗務所の宗務所長をもって充てる。ただし、宗務所長が辞任、死亡その他の事由により欠けたときは、曹洞宗宗務所規程第8条第2項及び第3項に規定するいずれかの者が、選挙長となる。

3 宗務所長選挙の種類及び再選挙については、第 25 条から第 27 条までにおける系別に関する規定を除き、これを準用する。この場合において「議員」とあるのは、「宗務所長」と読み替えるものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第 104 条の2 宗務所長選挙における選挙権及び被選挙権に関する規定は、第6条を除き第2章第2節及び第3節の規定を準用する。この場合において「議員」とあるのは、「宗務所長」と読み替えるものとする。

(宗務所長の失職)

第 104 条の3 宗務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

(1) 当該選挙区で選挙権を失ったとき。

(2) 当該選挙区の宗門の寺院の住職でなくなったとき。

(3) 宗務庁若しくは審事院の役職員又は教区長に就任したとき。

(4) 曹洞宗懲戒規程により、謹慎以上の処分を受けたとき。

(選挙区及び投票区並びに開票)

第 104 条の4 宗務所長選挙における選挙区は宗務所を単位とし、投票区は教区を単位とする。この場合において、教区を置かない宗務所の投票区については、第 58 条の規定を準用する。

2 開票管理者は、選挙長をもって充て、開票及び開票録の作成を行う。

(宗務所長の選挙期日)

第 105 条 宗務所長の選挙期日は、任期満了による改選にあつては任期満了の日前 40 日以内に、補欠選挙にあつては辞任又は欠けた日から 30 日以上 40 日以内に、内局においてその期日を定める。

2 前項による選挙が再選挙となるときの選挙期日の決定は、第 29 条第3項の規定を準用する。この場合において「曹洞宗責任役員会」とあるのは、「内局」と読み替えるものとする。

3 前2項の決定があつたときは、宗達により、公示する。

(候補者)

第 106 条 被選挙権を有する者が候補者となるには、その被選挙権を有する者が、選挙公示の日から選挙期日前 20 日までに、候補者届を選挙長に届け出て、かつ、10 万円の普通郵便為替証書(ゆうちょ銀行が発行したものに限る。)を選挙長に供託しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、選挙権を有する者が、被選挙権を有する他の者を候補者にしようとするには、その選挙権を有する者が推薦人となり、候補者に推薦する者の承諾を得て、選挙公示の日から選挙期日前 20 日までに、候補者推薦届を選挙長に届け出て、かつ、10 万円の普通郵便為替証書(ゆうちょ銀行が発行したものに限る。)を選挙長に供託しなければならない。

(投票用紙)

第 106 条の2 宗務所長選挙における投票用紙は、別表第2の例により、総務部長から交付を受けた投票紙を用いて、選挙長が作成する。

(投票)

第 106 条の3 宗務所長選挙における投票は、第2章第 10 節の規定中、系別に関する規定を除く規定の例による。

2 宗務所長選挙における郵送投票は、第2章第 14 節の規定を適用する。

3 前2項による無効投票、投票の効力及び仮投票の効力については、第 69 条から第 71 条までの規定を適用する。

(無投票)

第 106 条の4 宗務所長候補者が1人のとき、又は1人となつたときは、無投票とする。

(選挙会及び当選人)

第 106 条の5 宗務所長選挙における選挙会及び当選人に関する規定は、第2章第 17 節及び第 18 節の規定を適用する。

2 前条による無投票であったときの選挙会については、第 35 条第3項に定める系別に関する規定を除き第2章第9節の規定を準用する。

(臨時事務員)

第 106 条の6 宗務所長選挙における選挙事務を処理するための臨時事務員については、第 87 条の規定を適用する。

(異議申立て)

第 106 条の7 宗務所長選挙における異議申立ては、第2章第 19 節の規定を適用する。

(宗務所長選挙執行における様式)

第 106 条の8 宗務所長選挙執行における必要な様式については、前2章において定める様式を例とし、内局が定める。

(補則)

第 107 条 本章に規定するもののほか、宗務所長選挙については、第 95 条の規定及び第2章の規定中、系別に関する規定を除く規定の例による。

第5章 禁止行為

(禁止行為)

第 108 条 宗門の僧侶は、この規程に定める選挙に関し、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。

- (1) 当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的で、選挙人に対し金銭、物品その他の利益を供与し、若しくは饗応接待をし、又はこれらの供与を受け、若しくは饗応接待を受けること。
- (2) 候補者であること、又は候補者となろうとすることを止めさせる目的で、候補者であること、又は候補者になろうとする者に対し、前号に定める行為をすること。
- (3) 当選を辞退させる目的で、当選人に対し、第1号に定める行為をすること。
- (4) 前3号に掲げる行為に関し供与する約束をして誘導し、又はその誘導に応ずること。
- (5) 他の候補者が行う選挙活動において、集会等における演説を妨害し、又はその他偽計詐術等不正の方法をもって選挙の自由を妨害すること。
- (6) 投票用紙を偽造し、若しくはその数を増減し、その他不正の方法をもって選挙の効力を妨げ、又は妨げさせること。
- (7) 宗務所長及び教区長である者が、その地位を利用して、特定の候補者のため

- に選挙活動又は選挙活動の援助を行い、選挙の公正を疑わしめること。
- (8) 投票所において、投票に関する協議又は勧誘をし、その他の秩序をみだすこと。
- (9) 選挙に関する文書類を変造若しくは偽造又は破棄すること。

第6章 両大本山に僧籍を置く選挙人及び選挙事務の特例

(大本山に僧籍を有する選挙人の名簿)

第 109 条 大本山に僧籍を有する選挙人の名簿(以下この章において「名簿」という。)は、第7条から第9条までの規定を例とし、大本山ごとに作成する。

(名簿の縦覧)

第 110 条 名簿の縦覧は、次の該当教区において行う。

大本山永平寺 福井県宗務所第2教区

大本山總持寺 神奈川県第2宗務所第2教区

2 名簿の縦覧は、第10条の規定を例とし、縦覧に供する。この場合において、「当該教区内の選挙人」及び「教区内の選挙人」とあるのは「当該大本山の選挙人」と読み替えるものとする。

(名簿の修正申告等)

第 111 条 名簿の修正申告、名簿の確定等については、第11条及び第12条の規定の例による。

(名簿の保管等)

第 112 条 名簿が確定したときは、宗務所長は、第13条第1項の規定を例とし、その旨を当該名簿に記載し、署名捺印する。

2 確定した名簿は、宗務所長が保管し、選挙公示があったときは、第13条第2項の規定を例とし、第110条第1項に規定する教区の教区長に名簿を送付し、教区長は、投票函送致の際、宗務所長に送致しなければならない。

(名簿の取扱いに関する適用)

第 113 条 第109条から前条までに定めるもののほか、第14条から第16条までの規定は、名簿の取扱いについて適用する。

(名簿の補充手続)

第 114 条 名簿の確定後、選挙権及び被選挙権の得喪によって異動を生じたときは、第17条から第19条まで、及び第21条に規定する補充選挙人名簿の手続を例とし、名簿の補充を行う。

(大本山に僧籍を有する選挙人の投票)

第 115 条 名簿に登録された者は、第22条第1項及び第106条の3の規定にかかわらず、第110条第1項に規定する該当教区において投票する。

附 則(昭和 48 年4月1日)

この変更規程は、昭和 48 年4月1日から施行する。

附 則(昭和 54 年4月1日)

- 1 この変更規程は、昭和 54 年4月1日から施行し、この変更規程施行後それぞれ最初に執行される宗議会議員総選挙、副貫首選挙及び宗務所長総選挙から適用する。
- 2 この変更規程施行の際、現に存する従前の規程による宗議会議員、副貫首及び宗務所長は、それぞれこの変更規程により選出されたものとみなす。
- 3 前項の宗議会議員は、この変更規程施行の日から 20 日以内に、その系別を総務部長に届出なければならない。

附 則(昭和 56 年4月1日)

この変更規程は、昭和 56 年4月1日から施行する。

附 則(昭和 57 年4月1日)

この変更規程は、昭和 57 年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

この変更規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

- 1 この変更規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この変更規程施行の際、現に存する従前の規定による宗議会議員、副貫首及び宗務所長は、変更後の規定により選出されたものとみなす。

附 則(平成7年4月1日)

この変更規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年4月1日)

この変更規程は、平成 15 年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年4月1日)

この変更規程は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年7月1日)

- 1 この変更規程は、平成 21 年7月1日から施行する。ただし、選挙人名簿の作成に関する規定は、平成 21 年9月1日現在で作成する選挙人名簿から適用する。
- 2 この変更規程施行の際、現に存する選挙人名簿は、変更後の規定による選挙人名簿とみなす。

附 則(平成 22 年7月1日)

この変更規程は、平成 22 年7月1日から施行する。

附 則(平成 23 年4月1日)

この変更規程は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年7月 27 日)

- 1 この変更規程は、曹洞宗規則の一部を変更する規則施行の日(平成 30 年7月 27 日)から施行し、この変更規程施行後それぞれ最初に執行される宗議会議員総選挙、副貫首選挙及び宗務所長選挙から適用する。
- 2 この変更規程施行の際、現に存する従前の規程による宗議会議員、副貫首及び宗務所長は、それぞれこの変更規程により選出されたものとみなす。
- 3 第 14 条の変更規程は、変更附則第1項の規定にかかわらず、平成 30 年 12 月 25 日に確定する選挙人名簿から適用する。

附 則(平成 31 年4月1日)

- 1 この変更規程は、平成 31 年4月1日から適用する。
- 2 この変更規程施行の際、現に存する従前の規程による宗議会議員、副貫首及び宗務所長は、それぞれこの変更規程により選出されたものとみなす。

附 則(令和2年 10 月 13 日)

この変更規程は、宗議会の議決を経て庁議の決定をした日(令和2年 10 月 13 日)から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この変更規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年 11 月 1 日)

この変更規程は、本宗規則の一部を変更する規則施行の日(令和5年4月1日)から施行する。